

募集

(職員・ボランティアなど)

母子保健業務の嘱託職員

採用期間平成28年8月1日～29年3月31日 勤務日時月～金曜日のうち4日間、8時30分～17時 勤務内容妊娠や出産に関する相談、新生児訪問などの保健指導 募集人員1名 賃金月給17万4千円(賞与あり。年2回) 申込み事前連絡のうえ、7月20日(水)までに履歴書と助産師・保健師免許書を持って保健センターへ ☎2959・5811

臨時職員(事務補助)の登録者

市役所や市の公共施設で勤務する臨時職員の登録者を募集します。

勤務日時①月～金曜日の9時～15時 ②土・日曜日を含む週3日程度の8時30分～17時15分など業務による 対象28年4月1日現在、60歳未満の方 募集人員10名程度 賃金時給860円 ※8月1日(月)に事務適性検査と面接あり 申込み

み事前連絡のうえ、7月20日(水)までに、履歴書を持って職員課へ内線3513

農業委員会の臨時職員

採用期間平成28年8月1日～29年1月31日 勤務日時月～金曜日の9時～15時 勤務内容農地の利用状況調査など 対象普通自動車運転免許をお持ちで、パソコン操作ができる方 募集人員2名 賃金時給860円 申込み7月20日(水)までに履歴書を持って同事務局へ内線6082

公立保育所の臨時職員

▼臨時保育士／勤務日時月～金曜日、8時30分～17時(週5日勤務、時差勤務・土曜勤務あり) 対象保育士資格をお持ちの方 賃金日給8千25円 ▼週休対応保育士／勤務日時月・金・土曜日、8時30分～17時(週3日勤務) 対象保育士資格をお持ちの方 賃金日給8千25円

▼朝夕パート／勤務日時月～金曜日、7時30分～8時45分と16時～18時30分(週5日勤務。土曜日勤務あり) 賃金時給980円(保育士資格をお持ちの方は1千円)

乳がん・子宮頸がんの無料検診

対象者には6月21日(火)にクーポン券を発送しましたので、期限内に受診してください。 対象28年4月20日現在、市内在住で、27年4月2日～28年4月1日に次の年齢を迎えた方▼乳がん：40歳(過去6年間未受診の45・50・55・60歳の方も含む)▼子宮頸がん：20歳(過去6年間未受診の25・30・35・40歳の方も含む) 受診期限29年1月31日(火) 受診場所指定医療機関、保健センター(予約が必要) 問合せ保健センターへ

小物フェア

日時7月29日(金)、9時～15時(売切れ次第終了) 場所リサイクルプラザ 内容整理棚、いす、小物入れなどを廉価で販売 対象市内在住・在勤・在学の方 問合せ奥富環境センター ☎2953・2831

計量器(はかり)の定期検査

日時場所▼8月24・25日(水・木)：智光山公園正面駐車場 ▼8月26日(金)・30日(火)：農村環境改善センター ▼8月29日(月)：市民会館(いずれも時

国民健康保険の「限度額適用認定証」と「標準負担額減額認定証」の更新・交付

●限度額適用認定証 医療機関に提示することで、医療費の支払いを世帯ごとの負担限度額までにできます。現在の認定証の有効期限は、7月31日(日)です。8月1日(月)以降に認定証が必要な方は、更新・交付の手続きをお願いします。なお、70歳以上で住民税課税世帯の方は、高齢受給者証が限度額認定証を兼ねるので手続きは必要ありません。

持参品個人番号がわかるもの、本人確認書類、被保険者証、印鑑、現在の限度額適用認定証(更新の方) ※国民健康保険税の未納がある方には認定証を交付できません。また、27年分の確定申告か、市・県民税の申告をしていない方には、認定証を交付できないことがあります

●標準負担額減額認定証 世帯全員が住民税非課税の場合、事前に申請することで、食事療養費標準負担額(入院中の食事代の一部)を減額できます。なお、現在、標準負担額減額認定証を交付されている方で、28年度も引き続き住民税非課税の方は、更新の手続きが必要です。 持参品個人番号がわかるもの、本人確認書類、被保険者証、印鑑、現在の標準負担額減額認定証(更新の方) 申込み保険年金課へ内線1053

暮らし

7月15日～24日は夏の交通事故防止運動



この夏の時は、開放感や行楽の疲労などから交通事故が多くなります。また、自転車の事故也多発しています。気持ちもシートベルトもしつかり締めて、安全運転を心がけてください。 重点目標①子どもと高齢者の

る世帯の世帯主の方 送付書類「国民健康保険税納税通知書」か、「国民健康保険税納税通知書兼特別徴収開始通知」 問合せ保険年金課へ内線1054

◆介護保険料 対象65歳以上の方 送付書類「介護保険料納入通知書」か、「介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書」 問合せ介護保険課へ内線1551

◆後期高齢者医療保険料 対象加入の方 送付書類「後期高齢者医療保険料額決定通知書」 問合せ高齢者支援課へ内線1575

納税呼びかけセンターからのお知らせ

8月1日(月)から市税などの納付が遅れている方に、電話で納付を呼びかけます。この電話で市税などを特定の口座に振り込むように伝えることはありません。また、次の時間帯以外に電話することもありません。 対象市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料 時間 月・水・金曜日の9時～17時、火・木曜日の11時～19時、毎月最終日曜日の9時～17時 問合せ収税課へ内線1074

国民年金の付加年金制度

国民年金保険料に付加保険料月額400円を加えて納めると、老齢基礎年金を増額することができま。なお、付加年金は申し出のあった月から加入となり、遡ることや付加年金のみでの加入はできません。 対象第1号被保険者(任意加入被保険者を含む) ※保険料の免除や納付猶予を受けている方は利用できません 申込み保険年金課へ内線1056

アイドリング・ストップにご協力を 県の条例により、自動車を駐車したときは、エンジンを停止することが義務付けられています。地球温暖化や大気汚染の原因、近隣への迷惑にもなる不要なアイドリングはやめましょう。 問合せ環境課へ内線3681

排水設備工事責任技術者共通試験 試験日11月27日(日) 場所埼玉工業大学(深谷市) 受付期間8月22日(月)～10月7日(金) ※受験案内は8月22日(月)から下水道施設課で配布 問合せ同課へ内線2748

後期高齢者医療の被保険者証の更新

●被保険者証の更新(8月以降は緑色になります) 現在の被保険者証(紫色)の有効期限は、7月31日(日)です。8月以降の受診には、7月中旬に簡易書留で郵送される新しい被保険者証(緑色)をお使いください。 ●限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・更新 世帯全員が住民税非課税の場合、医療機関などに提示することで、同一の医療機関などで月ごとに支払う医療費の自己負担限度額が減額されます。お持ちでない方は、交付の手続きをしてください。 ※引き続き8月以降も適用になる方には、7月中旬に新しい認定証をお送りしますので、手続きは必要ありません

持参品被保険者証 ●一部負担金(窓口負担)を3割から1割に変更できることがあります

平成28年度(27年分)の住民税課税所得が145万円以上で、次のいずれかに該当する方は、事前の申請により後期高齢者医療の窓口負担割合が1割になります。 ▶被保険者が一人の場合は、収入額が383万円未満 ▶被保険者が複数いる世帯は、収入額の合計が520万円未満 ▶被保険者が一人で、世帯内の70～74歳の方の収入額との合計が520万円未満 ※1割になると推定される方には、6月中に申請書を送付しています 申込み高齢者支援課へ内線1575